給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第２号
北九州市小倉北区三郎丸１丁目２番２号
再生債務者　西山　卓志
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月６日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年５月６日まで
平成22年４月14日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（再ロ）第１０１５９号
東京都荒川区東尾久８－７－８－1102
再生債務者　菅原健太郎
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月16日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年５月７日まで
平成22年４月14日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１０１９５号
東京都清瀬市竹丘３―10―30
再生債務者　近藤　健一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月18日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年５月７日まで
平成22年４月13日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１０２０６号
埼玉県越谷市千間台西１―26―１―411
再生債務者　松本　英樹
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月26日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年５月７日まで
平成22年４月14日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１０２０９号
東京都東久留米市本町３－１－22－Ｐ２－601
再生債務者　半田　　豊
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月２日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年５月７日まで
平成22年４月14日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１６号
大阪府羽曳野市恵我之荘６丁目21番１号
再生債務者　福田　隆彦
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月９日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年５月12日まで
平成22年４月14日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

厚生労働省共済組合定款の一部変更について

厚生労働省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のとおり変更する。
平成 22 年３月 31 日
厚生労働省共済組合代表者
厚生労働大臣　長妻　　昭

第５条第５項中「運営規則」を「厚生労働省共済組合運営規則（以下「運営規則」という。）」に改める。

第17条に次の１項を加える。

２　附加給付の支給に関する手続に関し必要な事項は、運営規則で定める。

第32条第１項の表中「$\frac{3.86}{1,000}$」を「$\frac{4.71}{1,000}$」に、「$\frac{29.51}{1,000}$」を「$\frac{33.33}{1,000}$」に、「$\frac{42.49}{1,000}$」を「$\frac{38.67}{1,000}$」に、「$\frac{7.72}{1,000}$」を「$\frac{9.42}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{3.86}{1,000}$」を「$\frac{4.71}{1,000}$」に、「$\frac{42.49}{1,000}$」を「$\frac{38.67}{1,000}$」に改める。

附則第６条第２項中「第19条」を「第17条第２項及び第19条」に、「附則第６条第１項第１号」を「同項第１号」に改める。

別表中

「

国立函館視力障害センター支部	国立函館視力障害センター所長	国立函館視力障害センター	北海道函館市湯川町 国立函館視力障害センター内
国立塩原視力障害センター支部	国立塩原視力障害センター所長	国立塩原視力障害センター	栃木県那須塩原市塩原 国立塩原視力障害センター内
国立神戸視力障害センター支部	国立神戸視力障害センター所長	国立神戸視力障害センター	兵庫県神戸市西区曙町 国立神戸視力障害センター内
国立福岡視力障害センター支部	国立福岡視力障害センター所長	国立福岡視力障害センター	福岡県福岡市西区今津 国立福岡視力障害センター内
国立伊東重度障害者センター支部	国立伊東重度障害者センター所長	国立伊東重度障害者センター	静岡県伊東市鎌田 国立伊東重度障害者センター内
国立別府重度障害者センター支部	国立別府重度障害者センター所長	国立別府重度障害者センター	大分県別府市南荘園町 国立別府重度障害者センター内
国立秩父学園支部	国立秩父学園長	国立秩父学園	埼玉県所沢市北原町 国立秩父学園内
国立障害者リハビリテーションセンター支部	国立障害者リハビリテーションセンター総長	国立障害者リハビリテーションセンター	埼玉県所沢市並木 国立障害者リハビリテーションセンター内

」を

「

国立障害者リハビリテーションセンター支部	国立障害者リハビリテーションセンター総長	国立障害者リハビリテーションセンター（国立函館視力障害センター、国立塩原視力障害センター、国立神戸視力障害センター、国立福岡視力障害センター、国立伊東重度障害者センター、国立別府重度障害者センター及び国立秩父学園を含む。）	埼玉県所沢市並木 国立障害者リハビリテーションセンター内

」に

改める。

附　則

１　この変更は、平成22年４月１日から施行する。

２　変更後の第32条第１項及び第２項の規定は、平成22年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。